

公正な裁判の実現のための手続的権利保護と 戦後初期の英米式刑事訴訟手続

——戦犯裁判，軍事占領裁判，沖縄軍裁判等——

久岡康成*

目次

- I はじめに
- II 戦犯裁判，軍事占領裁判，沖縄軍裁判等
- III 手続的権利保護に関わる若干の検討
- IV 結びにかえて

I はじめに

公正な裁判の実現のためには手続的権利保護が必須である。例えば近時 EU では公正な裁判を保障するために手続的権利保護を各国で進めるべく，それに関する EU 指令の採択が行われている¹⁾。わが国においても，もとよりこの点は重視されているところであり，そもそも現行刑事訴訟法（昭和23年法律131号）の特色についての当事者主義化論も，一面では英米式刑事訴訟手続の受け入れによる被告人の手続的権利保護の強化を目指したものと見ることができる。

そこで，この点につきあらためて考えてみると，現行刑訴法における英米式刑事訴訟手続については，従来は現行刑訴法の立案過程における GHQ 側との折衝・協議が注目され，その道筋を通して受け入れられてき

* ひさおか・やすなり 立命館大学名誉教授

た刑法規定が主に検討されてきたということができよう²⁾。しかしながら、現行刑事訴訟法が制定された戦後初期は他方では戦犯裁判、占領軍軍事裁判で、実際に英米式刑事訴訟手続が行われていた時期であった。そうして、そのことは当時既に気づかれ、「極東国際軍事裁判所の訴訟手続の実際とその示唆」、「横濱に於ける戦犯裁判の訴訟手続き」、「軍事警察裁判所（Provost Court）の審理手続——我國に於る英米式刑事訴訟手続きの一型態として——」等の論議があったのである³⁾。

しかしながら、その後多くの戦犯裁判や軍事占領裁判の研究がおこなわれたのであるが、それらの裁判手続についての検討は、必ずしも多くないように思われる⁴⁾。本稿は、戦犯裁判、軍事占領裁判等の根拠とされた諸規程を確認した上で、それらの裁判における手続的権利保護規定を整理しようとするものである。その際、戦後沖縄において軍政府および民政府の布告により設置された裁判所の裁判についても、米軍により設置された裁判所の裁判として併せて検討する。

Ⅱ 戦犯裁判，軍事占領裁判，沖縄軍裁判等

(1) 戦犯裁判

(i) 第二次世界大戦に関わる日本国民の戦争犯罪処罰（戦犯処罰）は、連合国の国際裁判として、連合国最高司令官（SCAP）または各連合国により行われた。その理由となる罪としては、俘虜虐待等の「通例の戦争犯罪」と、ニュールンベルグ裁判で確認された「平和に対する罪」および「人道に対する罪」であった。「平和に対する罪」および「人道に対する罪」が加えられる根拠としては、ポツダム宣言第10項「吾等ノ俘虜ヲ虐待セル者ヲ含ム一切ノ戦争犯罪人ニ対シテハ嚴重ナル処罰加ヘラルヘシ」等が挙げられている⁵⁾。なお連合国最高司令官の権限の基礎には、「『ポツダム』宣言ノ条項ヲ誠実ニ履行スルコト」を約し、「国家統治ノ権限ハ本降伏条項ヲ実施スル為適当ト認ムル措置ヲ執ル聯合國最高司令官ノ制限ノ下

ニ置カルル」とした降伏文書(1945年9月2日)等が挙げられている。

連合国最高司令官による戦犯処罰は、まず戦犯容疑者の逮捕(1945年9年11日から)として開始され、横浜裁判(1945年12月17日～1949年10月19日)、東京裁判(1946年5月3日～1948年4月16日)、GHQ裁判(1948年10月29日～1949年9月6日)が行われ、刑の執行は巣鴨プリズンで行われた。

(ii) 横浜裁判は、連合国最高司令官の命による「戦争犯罪被告人裁判規程」(1945年12月5日)⁶⁾による国際裁判である。同裁判規程は、日本の占領を実行していた第8軍司令官等を宛先とするもので、戦争犯罪人として訴追された者は、「連合国最高司令官により又はその授権の下に召集された軍事委員会の裁判に付せられる」(規程1項b)とされていた。そしてこの軍事委員会は、(a)平和に対する罪、(b)通例の戦争犯罪、(c)人道に対する罪、を含む「一切の犯罪につき管轄権(jurisdiction)を有する」とされた(同規程2項b(1))。但し実際の横浜裁判は、連合国最高司令官の授権を受けて第8軍司令官が召集した軍事委員会による裁判で、裁判の対象になったのは、上記の3種類の罪のうち、(b)通例の戦争犯罪及び(c)人道に対する罪のみであった。横浜裁判がB C級戦犯裁判と呼ばれる所以である。なお、横浜裁判については、第8軍司令官の「戦争犯罪委員会」委員長宛の通達「戦争犯罪被告人裁判手続規則並手続概要二関スル件」(1946年2月5日)とそれに付された「被告人ノ権利」がある⁷⁾。

(iii) 東京裁判は、連合国最高司令官の特別宣言(1946年1月19日)により設置された極東国際軍事裁判所の、「極東国際軍事裁判所条例」(1946年1月19日、4月26日訂正)⁸⁾による国際裁判である。極東国際軍事裁判所は、「極東における重大戦争犯罪人の公正かつ迅速な審理及び処罰のため」(同条例第1条)設置された裁判所で、「a. 平和に対する罪」、「b. 通例の戦争犯罪」、「c. 人道に対する罪」を管轄としていた(同条例5条)。そして実際に東京裁判ではいずれの被告人についても「a. 平和に対する罪」が起訴されていた。東京裁判がA級戦犯裁判と呼ばれる所以である⁹⁾。なお、極東国際軍事裁判所は、「極東国際軍事裁判所手続規程」(1946年4月25日)

を制定している¹⁰⁾。

(iv) GHQ 裁判は、連合最高司令官の一般命令13号（1948年10月27日）により設置された軍事裁判所において、「戦争犯罪被告人裁判規程」（1948年10月27日）¹¹⁾により行われた国際裁判である。同裁判規程による管轄権は、横浜裁判の「戦争犯罪被告人裁判規程」（1945年12月5日）と同様の3種類の罪であったが、この裁判所の設置命令たる一般命令13号は、「(a) 平和に対する罪」に担当する同条例「1. 2. b(1)(a)」の罪についてはこの裁判所に権限を付与しなかった。実際に GHQ 裁判で訴追されたのは、重大戦争犯罪人容疑で逮捕されたが東京裁判には起訴されなかった2名のみであった（1名は無罪）¹²⁾。

(2) 軍事占領裁判所の裁判

(i) 軍事占領裁判所は、連合最高司令官の権限に基づいて設置されたものであり、米合同参謀本部の「降伏後における初期の基本的指令」（1945年11月1日）¹³⁾も、連合最高司令官に対し「占領軍に対する犯罪及び降伏実施と両立するような他の事項について管轄権を有する軍事裁判所を設置する」ことを指令していた（第1部4.g）。

(ii) 連合最高司令官総司令部覚書第756号「刑事裁判権の行使に関する件」（1946年2月19日）¹⁴⁾は、連合最高司令官が管下部隊に対し軍事裁判所を設置する権限を授権することを明らかにした上で日本の裁判所との管轄権の調整を行った。実際の軍事占領裁判所の設置は、連合最高司令官通達「軍事占領裁判所の設置に関する件 (Establishment of Military Occupation Provost Courts)」(1946年2月19日)¹⁵⁾により行われた。この通達により名宛人たる第8軍司令官等は、戦争犯罪以外の犯罪を裁判する目的で、軍事占領裁判所として、軍事委員会及び憲兵裁判所を自ら設置する権限及びそれぞれの管下の部隊に憲兵裁判所を設置する権限を授権する権限を連合最高司令官より与えられた。これらのうち常設的に設置されたのは占領軍憲兵裁判所（普通憲兵裁判所と特別憲兵裁判所）である。

この連合国最高司令官通達「軍事占領裁判所の設置に関する件」を受けて、第8軍司令部が発したのが、「第8軍司令部 作戦命令第29号：軍事占領地憲兵裁判所ノ設置 (8th Army-Operational Directive No. 29: Establishment of Military Occupation Provost Courts)」(1946年3月11日)¹⁶⁾であり、第8軍による軍事占領裁判所設置と、その管下の「各軍、師団長、英国占領軍最高司令官、横浜神戸海軍基地司令官」に対し占領軍憲兵裁判所の設置権限の授権を行った。

また、第8軍司令官は、前示の連合国最高司令官通達「軍事占領裁判所の設置に関する件」(1946年2月19日)に基づいて、あらためて第8軍司令官軍令第33号 (Operational Directive No. 33) 「軍事占領憲兵裁判所」(1948年5月14日)¹⁷⁾を発した。同軍令第33号は、全文16項からなるもので、その管下の「各軍の司令官、英国占領軍司令官、横浜管区及び神戸基地司令官は各自の責任区域内に必要とする憲兵裁判所を設置維持しなければならない」ことを明らかにしている(2項)。これにより前示の「作戦命令第29号」(1946年3月11日)は取り消された(16項)。

(iii) 第8軍司令部が朝鮮へ移駐後は在日兵站司令部(1950年8月25日)¹⁸⁾が新設され、他方では連合国最高司令官覚書2127号「民事及び刑事裁判権の行使に関する覚書」(1950年10月18日)¹⁹⁾により、連合国人についての日本の裁判所の裁判権が認められることになった。このような状況の中、連合国最高司令官総司令部は、占領軍裁判所に対する統一規定を設けることを目的として、「連合国最高司令官総司令部回章第17号占領軍裁判所」(1950年10月18日)を発した²⁰⁾。在日兵站部隊司令部司令官室「占領軍通達付属文書第4号 占領軍裁判所」(1950年12月26日)は²¹⁾、この「回章第17号」を受けて在日兵站部隊司令官が、管下の司令官(英連邦軍司令官、北部軍各区司令官、南西部軍各区司令官、横浜軍各区司令官)に対し発したものである²²⁾。

(3) 戦後沖縄の司法制度

(i) 戦後沖縄の司法制度には、軍裁判所と民裁判所という裁判所の二元性があった²³⁾。沖縄の占領は1945年4月1日には沖縄島への米軍上陸になり、6月23日には全島に及んだが²⁴⁾、米軍は沖縄上陸直後に米国海軍軍政府特別布告第1号により、軽犯者に対し警察官により行使される即決裁判権の継続を除き「総ての日本裁判所の司法権を停止」(第5項)するとともに、戦時刑法(同特別布告第2号)、特定軍事法廷(Exceptional Military Courts)の設置(同特別布告第3号)を布告し、軍裁判所の系譜が生じた²⁵⁾。その後、軍政府特別布告第32号によって、戦時刑法及び特定軍事法廷は廃止され、あらたに琉球諸島軍政府布令第1号により「刑法並びに訴訟手続法典」(1949年)が公布されて²⁶⁾、その第一部で軍政府裁判所が設置された。さらに、サンフランシスコ平和条約の発効(1952年4月28日)後の1955年3月16日付けで、米国民政府布令第144号によって、「刑法並びに訴訟手続法典」(1955年)が公布され²⁷⁾、その第一部で民政府裁判所が設置され、「刑法並びに訴訟手続法典」(1949年)は廃止された。なおこれに先立って米国軍政府は米国民政府と改称されている。

(ii) 民裁判所の系譜は、前示の「総ての日本裁判所の司法権を停止」のもとで、米国海軍軍政府特別布告第5号(1946年2月25日)により、警察当局の司法的権能及び機能が停止されるとともに、軽犯罪裁判をおこなうための地区刑事裁判所が設置されることに始まる²⁸⁾。地区刑事裁判所が簡易裁判所となったのち、米国海軍軍政府特別布告第12号(1946年9月26日)による各種裁判所(区裁判所、地方裁判所、終審裁判所)の設置²⁹⁾、米国海軍軍政府特別布告第19号「治安裁判所」(1947年7月18日)による治安裁判所の設置と³⁰⁾、民裁判所が順次整備されていった。これらの裁判所は、米国海軍軍政府特別布告第20号「民裁判所」(1947年10月7日)によって、治安裁判所、巡回裁判所、沖縄上級裁判所、沖縄控訴裁判所からなる「民裁判所」とされ³¹⁾、さらに琉球列島米国軍政本部特別布告第38号「民裁判所制度」(1950年7月18日)によって、琉球諸島の各臨時政府(琉球列島、宮古、

八重山、奄美大島)の治安裁判所及び巡回裁判所と、その上の琉球上訴裁判所が那覇市に設けられた³²⁾。

そうして、サンフランシスコ平和条約の発効(1952年4月28日)の直前、これら裁判所は琉球列島米国民政府布告第12号「琉球民裁判所制」(1952年1月2日)によって³³⁾、当時の臨時中央政府及びその後継者たる琉球政府の司法府たるべき、琉球列島、宮古、八重山、奄美大島の各群島をすべる琉球諸島の琉球民裁判所と位置づけられた。「琉球政府の設立」(琉球列島米国民政府布告第13号、1952年2月29日)に際しては、この「琉球民裁判所制」の裁判所が琉球政府の司法機関とされた(同布告第5条、米国民政府布令第68号琉球政府章典第5章第29条)。

その後、刑事裁判に関わっては、琉球立法院による沖縄の刑事訴訟法(1955年立法第85号)が制定され(1957年1月2日)、さらに2審制で簡易裁判所、地方裁判所、高等裁判所からなる沖縄の裁判所法(1967年立法第125号)が制定され(1968年1月1日施行)、施政権返還(1972年5月15日)に至った。なお、サンフランシスコ平和条約の発効(1952年4月28日)後もアメリカが施政権を保有した沖縄では、アメリカ大統領の「琉球列島管理に関する行政命令」(1957年6月5日)により、沖縄統治の責任者は国防長官とされ、沖縄に現役軍人より任命される高等弁務官が置かれていた。

(iii) 訴訟手続については、軍裁判所系譜の裁判所では裁判所を設置する布告による規程により同時にそれぞれ裁判手続が定められた。

民裁判所の系譜の、地区刑事裁判所(1946年)、各種(区・地方・終審)裁判所(1946年)、治安裁判所(1947年)、民裁判所(1947年)、民裁判所制度(1950年)、琉球民裁判所制(1952年)での訴訟手続は、地区刑事裁判所で見ると、軍政府・民政府の布告等に「抵触せざる範囲内に於いて日本刑事訴訟手続法に依り規定せられたる法規に基づき運営すべし」(軍政府特別布告第5号3条2項)とされ、他の裁判所においても同様であった。すなわち、琉球民裁判所制度(1952年)でも、民政府の布告等により修正されたものを除いて「アメリカの琉球占領の当時施行の日本の民事及刑事訴訟法」

公正な裁判の実現のための手続的権利保護と戦後初期の英米式刑事訴訟手続（久岡）

（5条1項）が効力を保持するものとされていた。但し、「琉球民裁判所制に対する裁判権の付与は如何なる場合に於ても民政府副長官の権限により民政府裁判所の専属管轄に移すことができる」（同5条3項）ものとされて、サンフランシスコ平和条約後のアメリカの施政権保有時も、裁判を軍政府もしくは民政府裁判所に移送する権限が高等弁務官に認められていた（琉球諸島の管理に関する大統領行政命令<1957年>第10節b項(1), (2)款）。

Ⅲ 手続的権利保護に関わる若干の検討

戦犯裁判，軍事占領裁判，沖縄軍裁判等に関わる規程で、「被告人の権利」、「公正なる審理のための手続」等の名の条項で認められている手続的権利について、共通的なものを中心に、「戦犯裁判，軍事占領裁判，沖縄軍裁判等と手続的権利の概況表」（以下、「手続的権利の概況表」と記す）を作成し、以下検討する。

戦犯裁判，軍事占領裁判，沖縄軍裁判等と手続的権利の概況表

		訴状 写し	弁 護 人	証 拠 提 出	反 対 訊 問	翻 訳 通 訳	自 ら 証 言	黙 秘	不 利 推 認	
戦 犯 裁 判 所	横 浜 裁 判	戦争犯罪被告人裁判規程 SCAP/1845年12月5日	5.b.(1)	5.b.(2)	5.b.(3)	5.b.(3)	5.b.(4)	5.b.(3)		
		戦争犯罪被告人裁判の手続規程及び手続概要 8Army/1946年2月5日						1章3.	1章3.a	1章3.B
		(上記添付)被告人の権利 8Army/1946年2月5日	1	2	3	3	4	5	5	5
	東 京 裁 判	極東国際軍事裁判所条例 SCAP/1946年1月19日	9条a.	9条d.	9条e.	9条e.	9条c.	9条b 弁解		11 条b
		極東国際軍事裁判所手続規程 極東国際軍事裁判所/1946年4月25日	1条a.							
	G H Q 裁 判	戦争犯罪被告人裁判規程 SCAP/1948年10月27日	6.b.1.	6.b.2.	6.b.3.	6.b.3.	6.b.4.	6.c.1.	6.c.1.	6.c.2.3.
軍 事	4 6 年 通	通達 軍事占領裁判所の設置に関する件 SCAP/1946年2月19日	5.a.	5.b	5.c.	5.d.	5.e. 通訳	5.c		
		軍事占領地憲兵裁判所ノ設置 8Army作戦命令第29号/1946年3月11日	6.イ	6.ロ	6.ハ	6.ニ	6.ホ			

占領裁判所	達	軍令第33号軍事占領憲兵裁判所 8Army/1948年5月14日	5.a.1	5.a.2	5.a.4	5.a.6	5.a.5	5.a.7	5.a.7	
	50年回章	回章第17号 軍事占領裁判所 SCAP/1950年10月18日 占領軍裁判所 在日兵站部隊司令部/1950年12月26日	16.A.23	16.B	16.D	16.F	16.E	16.G	16.G.35	
沖繩軍裁判所	沖繩軍裁判所	特定軍事法廷(発布日施行) 軍政府布告第3号/1946年4月	4.2.イ	4.2.ロ	4.2.ニ 4.2.ホ		4.2.ハ			
	沖繩軍裁判所	刑法並びに訴訟手続法典(7月5日施行) 軍政府布令第1号/1949年6月28日	1.3.3a	1.3.3b	1.3.3d,e		1.3.3f			
沖繩民裁判所等	沖繩民裁判所	刑法並びに訴訟手続法典(4月10日施行) 民政府布令第144号/1955年3月16日	1.3.3A	1.3.3B	1.3.3D 1.3.3E		1.3.3F			
	沖繩民裁判所	地区刑事裁判所(1946年3月1日施行)設立 軍政府特別布告第5号/1946年2月25日								
	沖繩民裁判所	各種(区・地方・終審)裁判所創設(10月1日施行) 軍政府特別布告第12号/1946年9月26日施行								
	沖繩民裁判所	治安裁判所(7月18日施行) 軍政府特別布告第19号/1847年7月18日		5条						
	沖繩民裁判所	民裁判所(10月7日施行) 軍政府特別布告第20号/1947年10月7日								
	沖繩民裁判所	民裁判所制度(8月1日施行) 軍政本部特別布告第38号/1950年7月13日								
沖繩民裁判所	琉球民裁判所制(1月3日施行) 民政府布告第12号/1952年1月2日	5.2.B	5.2.A	5.2.E	5.2.E			5.2.F		

(1) 共通する手続的権利(起訴状写しの交付, 証拠提出等)

これら戦犯裁判, 軍事占領裁判, 沖繩軍裁判等においては「手続的権利の概況表」が示すように, 起訴状の写しの交付, 弁護人, 証拠の提出, 翻訳・通訳権などが, これらに共通する手続的権利保護として存在している。以下, 紙幅の関係もあり, 沖繩の特定軍事法廷(1945年4月), 横浜裁判の「戦争犯罪被告人裁判規程」(1945年12月5日), 東京裁判の極東国際軍事裁判所条例(1946年1月19日), 軍事占領裁判所に関する連合国最高司令官通達「軍事占領裁判所の設置に関する件」(1946年2月19日)及び「第8軍司令部 作戦命令第29号: 軍事占領地憲兵裁判所ノ設置」(1946年3月11日)の関連部分を, 年代順に掲記する。

(i) 沖縄の特定軍事法廷の米国海軍軍政府特別布告第3号（1945年4月）

「第4条訴訟手続」

「第2項 被告の権利

特定軍事法廷における各被告は左の権利を有す。

(イ) 被告は公判前に事件の告発状の複写を受領する事を得。

(ロ) 被告は公判前に弁護士と協議しその選定したる弁護士又は他の代理者をして弁護せしむる事を得、但し法務長官又は法廷は弁護士又は他の者の出廷を禁ずる事あるべし。

法廷に於ては如何なる場合にも被告の要求又は法廷自らの提議に依り被告弁護の為め士官を指定す。

(ハ) 答弁準備の為法廷に裁判の猶予を請願する事を得。但し法廷は斯る請願を随時拒否又は許可する事を得。

(ニ) 被告は其の欲する確実なる証人を法廷に同伴し又は其の要求に依り法廷をして証人を召喚せしむる事を得。

(ホ) 公判に於ては被告自身の為め証拠を提出する事を得、但し被告は之を強制さるものに非ず。

(ヘ) 通訳なくして理解し得ざる場合被告自身の為め弁論の通訳を要求する事を得。」

(ii) 横浜裁判の「戦争犯罪被告人裁判規程」（1945年12月5日）

「5. 委員会の権限及び手続 b. 被告人の権利

被告人は、次の権利を有する。

(1) 審理に先立ち、訴追された各犯罪事実を被告人に通知するため、明瞭な文言をもって記載した起訴事実及び起訴事実詳細の写しの交付を受けること。

(2) 審理前及び審理中、召集官の任命した弁護士若しくは自己の選任した弁護士により代理され又は自ら弁護を行なうこと。

(3) 自己のために証言すること及び弁護人に自己の弁護を支持するため公判廷において適切な証拠を提出させること並びに委員会に出頭した相手方の各証人に対し反対尋問をすること。

(4) 翻訳がなければ、起訴事実、起訴事実詳細、訴訟記録及び書証を理解することができないときは、その内容を翻訳させること。」

(iii) 東京裁判の「極東国際軍事裁判所条例」(1946年1月19日, 4月26日訂正)

「第3章 被告人に対する公正なる審理」

「第9条(公正なる審理のための手続) 被告人に対する公正なる審理を確保する為め、左記手続を遵守すべきものとす。

(イ) 起訴状 起訴状には平易、簡単且適切に各起訴事実の記載を為すべきものとす。

各被告人は、防禦の為め十分な時期に於て、被告人が諒解し得る国語を以て記載せられたる起訴状及びその修正文並に本条例の各写を交付せらるべきものとす。

(ロ) 用語 審理並に之に関聯せる手続は、英語及び被告人の国語を以て行はるべきものとす。文書其の他の書類の翻訳文は、必要なる場合請求に応じ提供せらるべきものとす。

(ハ) 被告人のための弁護士 各被告人は、その選択にかかる弁護士に依り代理せらるる権利を有す。但、本裁判所は、何時にても該弁護士を否認することを得。被告人は、本裁判所の書記長に其の弁護人の氏名を届出づべし。若し被告人にして弁護士に依り代理せらるることなく且公開の法廷に於て弁護人の任命を要求せし場合に於て本裁判所は、該被告人の為めに弁護士を選任すべし。斯かる要求なき場合に於ても、本裁判所は、若し斯かる任命が公正なる裁判を行ふに付き必要なりと認むるときは、被告人の為めに弁護士を選任することを得。

(ニ) 防禦の為めの証拠 被告人は、自ら又は弁護士に依り(但両者に依るを得ず。)凡ての人証を訊問する権利を含め防禦を為すの権利を有す。但、当裁判所が定むるところの適当なる制限に従ふものとす。

(ホ) 防禦の為めの証拠の顕出 被告人は、本裁判所に対し書面を以て人証又は文書の顕出を申請することを得。右申請書には人証又は文書の所在すと史料せらるる場所を記載すべし。尚右申請書には人証又は文書に依り立証せんとする事実並に該事実と防禦との関連性を記載すべし。

本裁判所が右申請を許可したる場合に於ては、本裁判所は、該証拠の顕出を得るに付情況上必要とする助力を与へらるべきものとす。」

(iv) 軍事占領裁判所に関する、連合最高司令官通達「軍事占領裁判所の設置に関する件」(1946年2月19日)

「五、被告人の権利 被告人には、次の権利が與えられる。

公正な裁判の実現のための手続的権利保護と戦後初期の英米式刑事訴訟手続（久岡）

- a. 裁判前に起訴状の写しを與えられること。
- b. 裁判の前に弁護人に相談すること及び軍事占領裁判所の公判において弁護人により代理される。
- c. 公判に出席し、自己の為に証人の喚問を求め、また希望すれば自ら自己の為に証言すること。
- d. 証人を反対訊問すること。
- e. 被告人が法廷の言語を解しないときは被告人及び弁護人と共に資格ある通訳を出席させること。』

(v) 「第8軍司令部 作戦命令第29号：軍事占領地憲兵裁判所ノ設置」(1946年3月11日)

「六 被告ノ権利

被告ハ次ノ如キ権利ヲ附與セラル

- (イ) 裁判開廷前ニ起訴状ノ写一部ヲ持ツコト
- (ロ) 裁判開始前ニ彼ノ弁護人ニ相談シ、法廷ニ於テ該弁護人ヲシテ代理セシムルコト
- (ハ) 公判廷ニ出頭シ、自己ノ利益ナル証人ヲ差出シ若シ欲スレバ自己ノ為ニ証言ヲ述ベシムルコト
- (ニ) 法廷ニ出席セル証人ニ反対訊問ヲ行フコト
- (ホ) 被告ガ法廷ノ言葉ヲ解セザル場合、彼及び彼ノ弁護人ト共ニ適當ノ通訳ヲ出席セシメルコト」

以上のように、戦犯裁判、軍事占領裁判、沖縄軍裁判等においては、「起訴状の写しの交付」、「弁護人依頼の権利」、「証拠提出（証人の喚問等）の権利」が、いわば手続的権利のセットとして共通に保護されている。これらの裁判は、日本の旧刑訴法にあったような「被告人訊問」制度のない裁判であるから（東京裁判は別論）、ここでの「起訴状の写しの交付」を保障する意味は、「訊問」さらには「聴聞」に対する答弁の準備ではなく、起訴に対する防禦すなわち「証拠提出」の準備にあることになる。「起訴状の写しの交付を受ける権利」及び「証拠提出の権利」が、「弁護人依頼の権利」といわばセットになり、併せて翻訳もしくは通訳を受ける権利が

認められたり、期日延期請求の権利を認める諸規定があることは、これらの意味が証拠を提出して防禦をする権利を実効的に保障するための「便益」の提供の保障に連なるものと考えられる³⁴⁾。

なお、「被告は公判前に事件の告発状の複写を受領する事を得」という権利は、「起訴事実及び起訴事実詳細の写しの交付」(「戦争犯罪被告人裁判規程」, 1945年12月5日)として理解されていたものと解される。起訴事実のみならず「起訴事実詳細の写しの交付」を受ける権利が、起訴事実に対する防禦の準備を可能にするために認められていたと解することができるであろう。

(2) 被告人の証言等と不利益推認

(i) 「手続的権利の概況表」で見ると、被告人の証言等の取り扱いについては、以下のように戦犯裁判と軍事占領裁判・沖縄軍裁判等によって異なった規程となっている。

(a) 戦犯裁判につき横浜裁判の第8軍司令官通達「戦争犯罪被告人裁判の手続規程及び手続概要」(1946年2月5日)およびGHQ裁判の「戦争犯罪被告人裁判規程」(1948年)は、被告人に証人として立つか沈黙を守るかの選択を認めたとうえで、証言しない場合についての論評を認めている。証言しない(証人にならない)場合の不利益推認の許容である。以下では紙幅の関係もあり、横浜裁判の「手続規程及び手続概要」(これに付されている「被告人の権利」にも同旨の規定がある)の関連条項を記す。なお、GHQ裁判の規定は、「戦争犯罪被告人裁判規程」(1948年)の、「6 裁判所の権限及び手続」中の「c. 被告人の証人としての権利」の規定である。

「戦争犯罪被告人裁判の手続規程及び手続概要」(1946年2月5日)

「3. 被告人の証人としての権利

a. 被告人は、証人として立ち又は沈黙を守ることができる。証人として立つ場合は、宣誓を行ない又は行なわないことができる。ただし、いずれの場合において

も、行なった陳述に対し反対訊問を受けるものとする。反対訊問は、直接尋問により引き出された事項になら限定されない。

b. もし沈黙を守る場合は、委員会は、案件におけるすべての妥当な証拠を考慮した後、その証言をしないことから、思慮ある人が公正、かつ、妥当であると認めるような推理をすることができる。

c. 検察官側は、論告において、委員に対し、被告人が証言しないことに関して論評することができる。」

他方、東京裁判の「極東国際軍事裁判所条例」（1946年1月19日）は、「各被告人を尋問し、且被告人が尋問に対する答弁を拒否したる場合に於て右拒否に関し訴訟関係人の論評を許可すること」（11条b項）と定めている。尋問に対する答弁拒否の場合の不利益推認の許容である。

(b) 占領軍裁判においては、まず連合国総司令官通達「軍事占領裁判所の設置に関する件」（1946年2月19日）に、「公判に出席し、自己の為に証人の喚問を求め、又希望すれば自らも自己のために証言をなすこと」（5項C.），との規定がある。

そしてこの通達を受けての第8軍の2度目の軍令（operational directive）である、軍令第33号「軍事占領憲兵裁判所」（1948年5月14日）の、「五被告人の権利」には以下のような条項がある。

軍令第33号軍事占領憲兵裁判所（8Army/1948年5月14日）

(7) 若し希望するならば宣誓の上自己の為に証言すること。宣誓をせずして口頭又は文書による陳述を為すこと。又は審判中及び審判前を通じ発言しないこと。この権利があるからといって軍法会議において用いられるべき証言を為すことを拒絶することはできない。かかる証拠は、その人からこの証拠が引き出された人に対する軍事占領裁判所の手続において用いられてはならない。但しかかる証拠にもとづき偽証の故にこの者を訴追する場合は別である。証拠が自由意思によらないで又は軍法会議で使用する為に提出されたということを立証する責任はそれを主張する者の側に存すべきである。」

さらに、連合国総司令官回章第17号「軍事占領裁判所」（1950年10月18

日)には、「被告人自ら、その申立によって、他の証人と同様宣誓の上証人とて供述し、宣誓せずして口頭又は書面による陳述をし、又は黙秘すること」(16項G)との黙秘権保障の規定、および「第35項 自己帰責証言の禁止」の規定がある。またこれを受けた在日兵站部隊司令部「占領軍裁判所」(1950年12月26日)には、「占領軍要員が公に捜査を行うに際しては、尋問を受ける者に対し尋問前参照回章中第35項を読み聞かせ、且つ説明しなければならない」(7. 自己証罪の禁止b)の規定もある。自己のために証言する権利、自己負罪拒否権・黙秘権の規定はあっても、不利益推認を許容する規定は見出せない。

また、沖縄軍裁判等では、特定軍事法廷(1946年4月)「4条2項ホ但書」で証拠物件の提出につき、刑法並びに訴訟手続法典(1949年)「第3章訴訟手続1.3.3.e.」および刑法並びに訴訟手続法典(1955年)「第3章訴訟手続1.3.3.e.」で証拠の提出につき、それぞれ被告はこれを強制されないことが明らかにされている。

(ii) このような相違は、合衆国陸軍軍法会議提要が認める、合衆国憲法修正5条の自己負罪拒否特権の採否によるものと思われる。

(a) まず戦犯裁判所は、横浜裁判の軍事委員会について、「アメリカの軍事委員会に準じて作られたもの」であり、軍事委員会は「軍法会議に類似した裁判所であるが同一ではない」³⁵⁾と説明されているように、一般にその構成については米陸軍軍法会議に範をとったものと思われる。しかし被告人の黙秘権については、東京裁判では前示のように裁判所が被告人を尋問し、拒否に関する論評も認める裁判所の権限を定めるものであった(極東国際軍事裁判所条例11条b項)。ニュールンベルグ裁判の国際軍事裁判条例では被告の証言拒否に関する規定は設けられていないことと対比すれば、東京裁判では「英米法の手続が排除」されたいことになる³⁶⁾。なお横浜裁判、GHQ裁判も証言しないことへの論評を認めている。

(b) 他方、軍事占領裁判・沖縄軍裁判等については、以下のようである。軍事占領裁判所についての第8軍作戦命令第29号「軍事占領地憲兵裁

判所の設置について」（1946年3月11日）は、「五、訴訟手続（二）訴訟指揮（conducts of proceedings）」において、「憲兵隊（provost）ノ行動ハ一般ニ1938年改訂ノ軍法会議提要ニ規定サレタル訴訟手続ノ適用規則ニ基クモノトス」としている³⁷⁾。また沖縄の「刑法並びに訴訟手続法典」（1949年）も、「第三章 訴訟手続法 1.3.1 概説」において、「一般に1949年の合衆国の合衆国陸軍軍法会議提要に示された訴訟手続法に従う」としている。

そこで合衆国陸軍軍法会議提要に示された訴訟手続が問題となるが、これを第8軍作戦命令第29号「軍事占領地憲兵裁判所の設置について」（1946年3月11日）のいう「1938年改訂ノ軍法会議提要ニ規定サレタル訴訟手続」について、その「第25章 証拠法」の翻訳である『アメリカ軍裁判所の証拠法』（1950年）³⁸⁾で見れば、以下のようである。

「連邦憲法第5修正は、刑事事件に於て、被告人は自己の利益に反する証人となることを強制されることはない」と規定している。

この規定に具現された原理は、軍裁判所の裁判にも適用せられる。被告人のみに適用せられるのではなく、証人として喚問されるすべての人にも拡張して適用される。」（66頁）

「被告人は自ら要求すれば、適格性ある証人になるが、然らざる限り証人の適格性はない。被告人が、かかる要求をなさなかったことは、かれにとって不利益な推定を生ぜしめない。」（52頁）

したがって、この合衆国陸軍軍法会議提要の規定をも考慮するとき、占領軍裁判所そして沖縄の軍裁判においても、被告人が自ら証言するか否かは被告人の判断に任されており、証言しないことによる不利益推認は許されないことになる。なお沖縄の民裁判の琉球民裁判所制（民政府布告第12号/1952年1月2日）では、反してはならない「根本義」の一つとして「自らに不利に証言することを強制されることは出来ない」（第5条手続法2.F）ことがあげられている。これらを勘案すると、占領軍裁判および沖縄軍裁判等の規程は、結局、合衆国修正憲法5条の自己負罪禁止（黙秘権保護）

の法理のもとにあったと言うことが出来よう。

(iii) 自己負罪拒否権(黙秘権)を認めることと、黙秘についての論評、推理を許すことの可否については、わが国の近時の刑事訴訟法の議論においても論じられている³⁹⁾。本稿の議論を近時の議論に直ちに結びつけることはできないが、少なくとも、自己負罪拒否権(黙秘権)が戦後直後の早い時期から軍事占領裁判、沖縄軍裁判等では認められ、論評、推理が許されたのは戦犯裁判のみであったこと留意されてしかるべきと思われる。

(3) 沖縄軍裁判等の特色

沖縄で沖縄住民が陪審員になる陪審裁判が行われたことは、今日ではよく知られているところであるが⁴⁰⁾、沖縄軍裁判等にはそのほかにも幾つか特色ある制度があった。

(i) まず沖縄の陪審裁判制度は、「刑法並びに訴訟手続法典」(1955年)による民政府裁判所が沖縄住民に対しても裁判権を持つものであったところ、1963年の改正で陪審による裁判を受ける権利が導入され(1.5.3項)、沖縄住民も陪審員になる制度が行われた。なお、この改正で同時に、大陪審による起訴の制度(1.5.4項)も追加され実施された。

(ii) 沖縄の民裁判所の系譜の中には、治安裁判所(1947年)判事による「予備審」(5条)、民裁判所制度(1950年)の治安裁判所の「予審」(2条2項)、琉球民裁判所制(1952年)の治安裁判所の「豫審」(2条2項)という制度があった。

治安裁判所(1947年)の「予備審」で見れば、以下のようであった。

「第5条 弁護と訴訟手続

住民を逮捕留置したら治安裁判所判事は四十八時間以内に速かに予備審理をして被告人の犯罪が軽罪であるか重罪であるかを定める。若しも其の犯罪が重罪であれば治安判事はかかる犯罪に対して管轄権を有する然るべき裁判所に其の事件を移送する。然し軽罪であれば治安判事は直ちに被告人を裁判する。軽罪により起訴された者に対しては訴状を作る必要はない。同被告人が治安裁判所に引致せらるれば其の

訴追は同人を逮捕し又は逮捕を補佐した警官がする。被告人は所望であれば自ら選んだ弁護人を立て弁護させる機会を与えられる。被告が犯罪を認めれば法廷は即決によって刑を宣告し、犯行を否認する場合は法廷は被告人に対し其の弁護を提供する事を許し、或は事情によって十日を超えない期間被告側の或は訴追側の審理を延期する事を許す事がある。審理の終了と共に治安裁判所は判定を為し、判決を以て被告人を無罪釈放するか、有罪を申渡さねばならない。治安裁判所の審理と判決は公正なる法の運用に反せざる限り、能う限り敏速に為さるべきである。」

治安判事が、逮捕留置された者を裁判所に引致・移送するか釈放するかを判断するこの制度は、英米法にいう予備審問（preliminary hearing）に通ずる制度と思われる。また琉球民裁判所制（1952年）では、その治安裁判所の「豫審」とともに刑事手続の中で運用される人身保護令状の制度もあった（2条6項）。人身の自由確保のための英米法的な仕組みといえよう。

(iii) 軍裁判所の系譜で、「刑法並びに訴訟手続法典」（1949年）第1部軍裁判所第3章訴訟手続法は、「被告人に対して如何なる証拠でも違法な家宅捜索によって得られたものは軍政府裁判所においては容受されない。若し誤って容受された時は記録から正式に抹消され且つ何ら証拠力のないものとして考慮される。」（1.3.7.2）と定めていた。「刑法並びに訴訟手続法典」（1955年）も、同様に「不法な家宅捜査によって得られた被告人に不利な証拠品は民政府裁判所においては容受されないものとする。若し誤って容受された場合には、記録から正式に抹消され、何ら証拠力のないものとして考慮される。」（1.3.7.2），と定めていた。

また、民裁判所の系譜でも、「琉球民裁判所制」（1952年）は、「第5条手続法」の第2項において、各裁判所の判事が会同して裁判所の手続規定を定めるとともに、訴訟手続法案に関してその制定を進言することが出来るとしたうえで、「上述の規則、制定法又は裁判所に於ける事務処理手続は、左の根本義に反してはならない」とし、自ら弁護人を選任する権利、公訴事実を知らされる権利等とともに、「D 脅迫、畏怖、暴行、長期拘禁に依って、又は拘留状に関する規定に反して得られた又は如何なる方法に於

てでも違法に得られた証拠は受理されてはならず又事実の認定をなす為裁判所によって考慮されてはならない。」ということを列記している。

この列挙された「根本義」が裁判でも考慮される実効的なものであったことは、田中政義「琉球の刑事裁判制度とその動向」⁴¹⁾で指摘されている、「琉球民裁判所制」(1952年)5条2項G号の一事不再理禁止が二重の危険禁止の規定と解されて、検察官上訴が琉球上訴裁判所で棄却された事例からも認められる。なお、同論文は、「琉球民裁判所制」第5条(手続法)2項D号につき、「違法に得られた証拠の不受理と事実認定の資料に考慮されてはならないことを明らかにしているのは、極めて、合理的である」(55頁)と評している⁴²⁾。

IV 結びにかえて

(1) 現行刑訴法に対する英米式刑事訴訟手続の影響については、GHQ側のプロブレムシート(1948年4月10日)に基づく刑事訴訟法改正小審議会、刑事訴訟法改正協議会、刑訴小委員会での協議、成文化が注目されている⁴³⁾。しかしながら、他方、起訴状謄本の送達の検討開始(刑事局ファイル「刑事訴訟法改正法律案の要点、1947年2月3日」⁴⁴⁾、被告人訊問制度の削除(第7次案、1947年8月)⁴⁵⁾など、現行刑訴法の骨格に関わる判断でプロブレムシート(1948年4月10日)以前から検討が進んだものもある。

他方、沖縄の特定軍事法廷(1945年4月)はもとより、横浜裁判の「戦争犯罪被告人裁判規程」(1945年12月5日)、東京裁判の極東国際軍事裁判所条例(1946年1月19日)、連合国最高司令官通達「軍事占領裁判所の設置に関する件」(1946年2月19日)、「第8軍司令部 作戦命令第29号：軍事占領地憲兵裁判所ノ設置」(1946年3月11日)等は、現行刑事訴訟法の制定過程におけるいったんは成案と目されたいわゆる第6次案(1947年2月)、「日本国憲法の施行に伴う刑事訴訟法の応急措置に関する法律」の制定(1947年4月)に先行もしくは同時期のものである。起訴状謄本送達や黙秘

権保障など既に現れている。

現行刑訴法の特色を論ずるに当たって、プロブレムシート（1948年4月10日）以前の議論の展開、さらには刑訴応急措置法、制定直後の新刑訴法の運用と、同時代の戦犯裁判、軍事占領裁判、沖縄軍裁判等との関わりについても考えられるべきものがある。

(2) 戦犯裁判、軍事占領裁判そして沖縄軍裁判について、それらを行う裁判所が軍事委員会で、「その機能はアメリカの憲法上の司法権の作用には属しないで、行政権（執行権）の作用に属する」⁴⁶⁾ことが指摘されることがある。

たしかに、戦犯裁判、軍事占領裁判、沖縄の軍裁判所の裁判等政府・民政府裁判を行う裁判所は、統治組織としては軍したがって行政権（執行権）に属するものである。しかしこの意味は、それらの裁判に公正さが欠けると見る理由としたり、手続的権利保護の限界を指摘することにあるとは思われない。むしろ、戦前の旧刑訴法にはなかった起訴状の写しの交付（起訴状謄本送達）や被告人訊問制度不採用は、戦犯裁判（東京裁判も尋問権限のみ）、軍事占領裁判、沖縄の軍政府・民政府裁判では、戦後の刑訴法制定作業に先んじて実施されていたのである。逆に、「行政権（執行権）の作用に属する」軍事委員会の裁判においても、起訴状の写しの交付（起訴状謄本送達）や被告人訊問制度不採用が行われ、弁護人の選任も省略されなかったことが注目されなければならない。沖縄の特定軍事法廷（1945年）の場合は交戦中の占領阻害行為の処罰を行ういわゆる「軍律法廷」の性格をも有していた⁴⁷⁾。権力分立も選挙による民意の反映もない、交戦中をも含む占領という統治においても、裁判という形で保障されなければならない、略することの出来ない「公正さ（fairness）」があることが示されている。

したがって、このような略することの出来ない「公正さ（fairness）」とは何か、何がそれに属するかということが問題となるわけであるが、ここでは、本稿冒頭でふれた EU における公正な裁判の保障に関わって、判

断主体独立原則と双方聴聞原則を柱とし、司法作用、準司法作用、行政作用を通じて判断・処分が備えるべき属性とされる「自然的正義の原則」議論があることを指摘することに止めたい⁴⁸⁾。「自然的正義の原則」については、わが国でも戦後直後から注目され⁴⁹⁾、近時は公法領域において議論が深められている原則であるが⁵⁰⁾、刑事法領域においても元来の原則として改めて検討されてしかるべきものと思われる⁵¹⁾。

- 1) これにつき参照、久岡康成「手続的権利強化の2009年ロードマップと EU 指令2012年13号・権利告知書——手続的権利保護の共通最小限基準——」香川法学第33巻第3・4号1頁2014年、同「EU 指令2013年48号における弁護人に対するアクセス権と第三者及び領事との連絡権」香川法学第34巻第3・4号128頁2015年、同「EU 指令2010年64号における通訳及び翻訳に対する権利」香川法学第35巻第3号1頁2015年、同「EU 指令2016年343号と無罪推定法理」香川法学第36巻第1・2号1頁2016年、同「法律扶助 EU 指令と2012年国連総会決議及び法律援助国連原則・指令——被疑者・被告人・被拘禁者の権利の検討の視点から——」香川法学37巻第1・2号67頁2017年、同「刑事手続における子どものための手続的保護措置に関する2016年 EU 指令」立命館法学2019年1号(383号)163頁。
- 2) 現行刑訴法制定過程については、横井大三「新刑訴制定資料」刑法雑誌3巻3号横書1頁(1952年)、法務府検務局(横井大三)『檢察資料[28] 新刑事訴訟法制定資料(1)』(1952年)など多くの論稿がある。
- 3) 判例タイムズ<海口書店発行>第2輯1948年8月1日発行に、右田政夫「極東国際軍事裁判所の訴訟手続の実際とその示唆」(42頁)、飛鳥田一雄「横濱に於ける戦犯裁判の訴訟手続」(47頁)、高橋真清「軍事警察裁判所(Provost Court)の審理手続——我國に於る英米式刑事訴訟手続の型態として——」(52頁)がある。
- 4) 但し、奥原敏雄「国際軍事裁判 条例及び訴訟における手続上の諸問題」比較法研究(国士館大学)33号(2010年)1頁では、ニュールンベルグ裁判と対比し、東京裁判の訴訟手続が検討されている。
- 5) 戦争犯罪の概念について参照、日暮吉延『東京裁判の国際関係』木鐸社(2002年)31頁。
- 6) 和文・英文とも法務大臣官房司法法制調査部『戦争犯罪裁判関係法令集第Ⅲ巻』(1967年)43頁。本稿訳文もこれによっている。横浜裁判およびB/C級裁判については、横浜弁護士会BC級戦犯横浜裁判調査研究特別委員会『法廷の星条旗——BC級戦犯横浜裁判の記録』日本評論社(2004年)など多くの論稿がある。
- 7) 第8軍司令官の通達は、和文・英文とも前掲の注(6)の『戦争犯罪裁判関係法令集第Ⅲ巻』61頁。本稿訳文もこれによっている。同通達とそれに付された「被告人の権利」は、「我が国における連合国軍事占領裁判所について」最高裁判所事務局刑事部編『刑事裁判資料第7号(渉外資料)』(1948年)116頁および157頁。

公正な裁判の実現のための手続的権利保護と戦後初期の英米式刑事訴訟手続（久岡）

- 8) 和文・英文とも『連合軍総司令部・編 戦犯起訴状』（1946年5月25日発行、日本タイムス社）（国立国会図書館デジタルコレクション）4頁、152頁。本稿の訳文もこれによっている。同書には、東京裁判の和文・英文の起訴状が収録されており、「訴因」の語が「count」の訳語として用いられている（12頁、英文起訴状（3）頁）。なお、1946年1月19日の特別宣言および極東国際軍事裁判所条例（訂正前）は、和文・英文とも法務大臣官房司法法制調査部『戦争犯罪裁判関係法令集第1巻』（1963年）36頁、38頁にある。
- 9) 東京裁判被告についての「(b) 通例の戦争犯罪」の重みについては、梶居佳広「東京裁判における日本の東南アジア 占領問題：検察側立証を中心に」立命館法学345・346号211頁（2013年）等参照。
- 10) 和文・英文とも前掲の注（8）『戦争犯罪裁判関係法令集第1巻』72頁。
- 11) 和文・英文とも前掲の注（6）『戦争犯罪裁判関係法令集第3巻』5頁。
- 12) 東京裁判ハンドブック編集委員会『東京裁判ハンドブック』青木書店（1989年）76頁。なお参照、林博史『戦犯裁判の研究 戦犯裁判政策の形成から東京裁判・BC級裁判まで』勉誠出版（2009年）、永井均「日本における東京裁判研究の動向：回顧と展望（研究動向）」広島平和研究4号99頁（2017年）。
- 13) 外務省特別資料部編『日本占領及び管理重要文書集第1巻基本編』（1949年）112頁。
- 14) 和文・英文とも日本管理法令研究会『日本管理法令研究第1巻』第8号（1946年）巻末46-48頁。
- 15) 「我が国における連合国軍事占領裁判所について」最高裁判所事務局刑事部編『刑事裁判資料第7号（渉外資料）』（別紙1）116頁（1948年）。本稿の訳文もこれによっている。なお英文（Establishment of Military Occupation Courts）は国会図書館デジタルコレクション（NDL 書誌 ID 000008115730）にある。
- 16) 国立公文書館請求番号平成11法務06905100「作戦命令第29号・軍事占領地憲兵裁判所ノ設置・アメリカ第8軍司令部 APO343・1946年3月11日」。同資料には英文のほか和文もあり、本稿の訳文もこれによっている。なお参照、前示の注（3）高橋真清「軍事警察裁判所（Provost Court）の審理手続——我國に於る英米式刑事訴訟手続きの一型態として——」。
- 17) 前掲の注（7）の最高裁判所事務局刑事部編『刑事裁判資料第7号（渉外資料）』124頁「（別紙3）」。本稿の訳文もこれによっている。
- 18) 外務省編纂『日本外交文書 占領期 関係調書集』（白峰社・六一書房、2019年）34頁。
- 19) 最高裁判所事務局渉外課『裁判権の拡張』（昭和26年1月渉外資料10号）1頁。
- 20) 和文・英文とも、前掲の注（19）最高裁判所事務局渉外課『裁判権の拡張』97頁。本稿の訳文もこれによっている。松松元秀之「『占領軍裁判所』について」警察研究21巻1号52頁（1950年）57頁の「占領軍裁判所条例第3章管轄第14条」は、この回章第17号のことと思われる。
- 21) 和文・英文とも、前掲の注（19）最高裁判所事務局渉外課『裁判権の拡張』147頁。訳文もこれによっている。
- 22) 占領軍軍事裁判所に関わる近時の論稿として、例えば、小野潤子「もうひとつの軍事法廷——「占領目的に有害な行為」で裁かれた政治犯たち——」小野信爾著宇野田尚哉・西

- 川祐子・西山伸・小野和子・小野潤子編『京大生小野君の占領期獄中日記』265頁(京都大学学術出版会, 2018年)。
- 23) 吉川大二郎「沖縄における司法制度概観」日本弁護士連合会編『沖縄司法制度の研究』(1961年)5頁。同書は 南方同胞援護会(編集兼発行人吉田嗣延)からも公刊されている。本稿の「沖縄軍裁判等」は、この軍裁判・民裁判を含んでいる。なお沖縄の司法制度全般につき参照、新城利彦「沖縄統治の機構と機能 沖縄施政権の本質と住民の自治権」国際法外交雑誌56巻4・5合併号42頁(1958年)、石川才顕「沖縄司法制度の現状と課題」日本法学36巻3号115頁(1970年)、垣花豊順「米国の沖縄統治に関する基本法の変遷とその特質」宮里政文編『戦後沖縄の政治と法』(東大出版会, 1975年)325頁など。また参照、中野育男「米軍統治下沖縄の軍政から民政への移行」(『専修大学商学論集』第92号69頁)(2011年)、岩垣真人「アメリカ支配下での沖縄の統治構造と法制度」沖縄大学法経学部紀要28号1頁(2018年)、出口雄一「『戦後体制』」のなかの沖縄——:1950~60年代の刑事裁判権をめぐる問題から——」桐蔭法学26巻1号109頁(2019年)。
- 24) 儀武息茂「沖縄の司法制度とその周辺」自由と正義1972年4月号37頁。
- 25) 米国海軍軍政府布告第1号、第2号、第3号については、月刊沖縄社『アメリカの沖縄統治関係法規総覧(和文編I)』(1983年)349頁, 350頁, 352頁。英文は同総覧英文編にある。
- 26) 琉球諸島特別布告第32号、(琉球諸島軍政府布令第1号)「刑法並びに訴訟手続法典」(1949年)については、月刊沖縄社『アメリカの沖縄統治関係法規総覧(和文編I)』(1983年)391頁, 同『アメリカの沖縄統治関係法規総覧(和文編II)』(1983年)42頁。英文は同総覧英文編にある。
- 27) 米国民政府布令第144号、「刑法並びに訴訟手続法典」(1955年)については、月刊沖縄社『アメリカの沖縄統治関係法規総覧(和文編I)』(1983年)1481頁。英文は同総覧英文編にある。
- 28) 米国海軍軍政府特別布告第5号については、月刊沖縄社『アメリカの沖縄統治関係法規総覧(和文編I)』(1983年)364頁を参照。
- 29) 米国海軍軍政府特別布告12号については、月刊沖縄社『アメリカの沖縄統治関係法規総覧(和文編I)』(1983年)370頁を参照。
- 30) 米国海軍軍政府特別布告19号については、月刊沖縄社『アメリカの沖縄統治関係法規総覧(和文編I)』(1983年)377頁。
- 31) 米国海軍軍政府特別布告20号については、月刊沖縄社『アメリカの沖縄統治関係法規総覧(和文編I)』(1983年)379頁。
- 32) 米国軍政本部特別布告第38号については、月刊沖縄社『アメリカの沖縄統治関係法規総覧(和文編I)』(1983年)397頁。
- 33) 琉球列島米国民政府布告第12号「琉球民裁判所制」については、月刊沖縄社『アメリカの沖縄統治関係法規総覧(和文編I)』(1983年)412頁。英文は同総覧英文編にある。
- 34) これにつき参照、久岡康成「起訴状謄本送達制度等の成立経過——被告事件について弾劾告知を受ける権利——」立命館法学369・370号553頁(2017年)。なお、自由権規約14条3項(b)は「防衛の準備のために十分な時間及び便宜を与えられ」ることを求めている。

- 35) 横田喜三郎「戦争犯罪の裁判所」日本管理法令研究会『日本管理法令研究第1巻第8号』（1946年）2頁，3頁。また，同『戦争犯罪論』有斐閣（1947年）280頁。
- 36) 前掲注（4）奥原敏雄「国際軍事裁判 条例及び訴訟における手続上の諸問題」7頁。
- 37) 前示の注（3）高橋貞清「軍事警察裁判所（Provost Court）の審理手続——我國に於る英米式刑事訴訟手続きの型態として——」52頁は，この「軍法会議提要」を軍事占領裁判所の準擧法の一つとする。
- 38) 検察研究所（検事佐藤訳）『アメリカ軍裁判所の証擧法』（検察研究所資料第3号）（1950年）。
- 39) なお最近の論稿として，例えば，梶悠輝「イギリス刑事手続における自己負罪拒否特権：『黙秘からの不利益推認』に関する議論からの示唆」同志社法学69巻8号，97頁（2018年），同「アメリカ刑事手続きにおける自己負罪拒否特権——『黙秘からの不利益推認』に関する議論からの示唆」同志社法学70巻6号201頁（2019年）。
- 40) 伊佐千尋「逆転——アメリカ支配下・沖縄の陪審裁判」新潮社（1977年）。
- 41) 田中政義「琉球の刑事裁判制度とその動向」前掲注（23）の日本弁護士連合会編『沖縄司法制度の研究』（1961年）56頁。
- 42) なお参照，久岡康成「戦後初期の沖縄刑事司法における違法取集証擧排除法則を定める規定」立命館ロー・ニューズレター第38号2004年9月）24頁。
- 43) 戦後の刑訴法改正・立案過程について参照，井上正仁・渡辺咲子・田中開（編著）『刑事訴訟法制定資料全集——昭和刑事訴訟法編（1～14完）——日本立法資料全集121～134』（信山社，2001～2016年）。
- 44) これにつき参照，前掲の注（34）久岡康成「起訴状謄本送達制度等の成立経過——被告人について弾劾告知を受ける権利——」。
- 45) これにつき参照，久岡康成「刑訴法198条と明治憲法期における被疑者の任意取調」香川法学第36巻3・4号1頁（2017年）。
- 46) 前掲の注（35）横田喜三郎「戦争犯罪の裁判所」4頁。
- 47) これにつき参照，北博昭和『軍律法廷 知られざる「裁判」 朝日選書（1997年）』。わが国の戦時中の軍律法廷では弁護人もいなかったとされる。
- 48) 例えば参照，Stefano Ruggeri, *Audi Alteram Partem in Criminal Proceedings: Towards a Participatory Understanding of Criminal Justice in Europe and Latin America*, Springer, 2017。
- 49) 例えば参照，亀川清『準司法機関に関する研究：裁判所からみた行政法の基本的諸問題』（司法研修所，司法研究報告書第3輯第1号）（1950年）。
- 50) 例えば参照，齋藤小百合「受刑者に対する懲罰手続の公正化：イギリスにおける自然的正義の原則の現代的課題」博士論文（国際基督教大学）国立国会図書館デジタルコレクション（infondljp/pid/3108821）。
- 51) なお参照，久岡康成「量刑事情の實質的挙証責任について」立命館法学129・130号10頁（1977年）。そこでは，デュー・プロセスの内容につき参考になるものの一つとして，大西芳雄「人権と民事裁判」公法研究35号134頁に教えを受け，イギリスの「自然的正義（natural justice）の法則」を挙げている（34頁）。